

横浜市教育委員会  
定例会会議録

- 1 日 時 平成30年7月6日（金）午前10時00分
- 2 場 所 教育委員会会議室
- 3 出席者 鯉淵教育長 大場委員 間野委員 宮内委員 中村委員 森委員
- 4 欠席者 なし
- 5 議事日程 別紙のとおり
- 6 議事次第 別紙のとおり

# 教育委員会定例会議事日程

平成30年7月6日（金）午前10時00分

- 1 会議録の承認
- 2 一般報告・その他報告事項  
学校施設のブロック塀等の調査結果（速報）について  
「横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針」の見直し（答申）について
- 3 請願等審査  
受理番号6 教科書採択に関する要望書
- 4 審議案件  
教委第19号議案 横浜市社会教育コーナー指定管理者選定評価委員会委員の任命について
- 5 その他

[開会時刻：午前10時00分]

鯉淵教育長 それでは、ただいまから、教育委員会定例会を開始いたします。初めに、7月1日付で森委員が就任されましたので、御紹介をいたします。森委員お願いいたします。

森委員 皆様、おはようございます。7月1日付で委員として就任いたしました森祐美子と申します。

保護者として、また子育て支援の現場でいろいろな方々と御一緒してきたところからの発言ですとか、皆さんと議論を深めていければと思っております。学校がさらに開かれていって、いろいろな関係者と一緒に子供を育てていく、そういったことになったらいいなとも思います。あと学校現場のいろいろな教職員の皆さんの熱心な御指導で救われた方もたくさんいらっしゃるのを見てきましたし、反対に学校になじまず苦しい思いをしてきたお子さん、親御さんもいらっしゃると思いますので、「おや？」と思うところは率直にいろいろとぶつけていければとも思っております。どうぞよろしくをお願いいたします。

鯉淵教育長 よろしくお願ひします。

それでは、議事日程に従い、会議録の承認を行います。6月11日の会議録の署名者は大場委員と宮内委員です。会議録につきましては、既にお手元に送付してございますが、字句の訂正を除き、承認してよろしいでしょうか。

各委員 <了 承>

鯉淵教育長 それでは、承認いたします。字句の訂正がございましたら、後ほど事務局までお伝えください。

なお、6月29日の教育委員会臨時会の会議録につきましては、準備中のため、次回以降に承認することといたします。

次に、議事日程に従いまして、教育次長から一般報告を行います。

### 【一般報告】

小林教育次長 1 市会関係

教育次長の小林です。それでは、報告いたします。

まず、市会関係ですが、前回の教育委員会臨時会から本日までの間についての報告はございません。

2 市教委関係

(1) 主な会議等

(2) 報告事項

○学校施設のブロック塀等の調査結果（速報）について

○「横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針」の見直し（答申）について

次に、教育委員会関係の主な会議等ですが、こちらも前回の教育委員会臨時会から本日までの間についての報告はございません。

次に、報告事項として、この後、所管課から2点、報告させていただきます。

まず、1点目ですが、「学校施設のブロック塀等の調査結果（速報）について」、2点目は、「『横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針』の見直し（答申）について」、報告させていただきます。

私からの報告は以上です。

鯉淵教育長

報告が終了いたしました。何か御質問・御意見はありますか。

森委員

追加でこういった案件についてということで、本郷の特別支援学校で誤飲の事故があったということで報道を拝見いたしました。その対応についてということで少し質問と意見を述べさせていただければと思います。この場でよろしいでしょうか。

鯉淵教育長

どうぞ。

森委員

ありがとうございます。詳しい経緯をぜひ御説明いただければと思うのですが、実際に児童の方が1名、通われているお子さんが洗剤を飲んで、その結果、今長期の入院中という報道を拝見いたしました。なぜそれが起こってしまったのかということです。あと適切な情報の開示と、保護者の皆様への説明があったのかというところにつきまして教えていただければと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

鯉淵教育長

それでは、所管からお願いします。

直井指導部長

指導部長の直井でございます。

今委員のほうから御指摘がありましたように、清掃用の洗剤を倉庫といいますか、中に物を入れるところではいつもはフックのかかっている状態の清掃用具庫というのでしょうか、もともとはパイプスペースのところなのですが、そちらに保管しているという状態の中で、そこを閉め忘れていたのか、何らかのことで開いたのかということは今調査の最中ではあるのですが、開けられる状態の中で子供がペットボトルに入った洗剤を誤って飲んでしまうということが起きてしまいました。飲料用のペットボトルに洗剤のラベルをコピーした物を張っているような状況で、色もリンゴジュースに似ているという表現されるような、色としても手が出てしまうような形で飲み物のペットボトルという状況であったわけです。普段はもちろん鍵といいますか、フックの管理等もしていたのですが、その状況については今調査中で、また詳しい部分、理由等が分からないのですが、現在は薬品や危険な物の管理については、今はできる限りのことで学校で対応している状況です。

今後、第三者の方に入っていた中で、清掃作業でありますとか、薬品とか備品の管理等も含めて、また特性に応じた配慮といいますか、そういう部分も含めてあるべきものということをはっきりと明らかにしながらほかの学校にも広めて対応していきたいと思っております。

それからあと、お知らせするというあたりのところで、本当に不手際があったと思っております。事実関係を調査するというのと、できる限り危険な物を取り除いていくということ優先して学校のほうでもやってもらっていたわけですが、大きなことでもありますので、きちんと報道等にも公表していくという流れの中で保護者の方にきちんと学校からお伝えするということが後になってし

まったということが今回大変まずかった点で、不安を与えてしまったのではないかと考えています。メール配信等の方策についても考慮はしたのですが、様々な話の中で簡便にそれが拡散してしまうようなことであるとか、やはりペーパーできちんとということで、時間差が出てしまったところで、保護者の方には不安を与えたと今は考えています。

今後につきましては、報道で知らされるということと少なくとも同じタイミングで学校からもきちんと伝えて、どこまでお伝えするか、どういう原因かという、どういうことをお知らせするかという内容的な難しさはあると思っておりますが、分かっている範囲で、速報という形を考えて今後はやっていきたいと考えています。

鯉淵教育長

よろしいですか。

森委員

特にその後も毎日お子さんも通っていらっしゃる学校ですので、不安な中に通っているという状況を考えて、保護者の皆さんには特に早めに知らせていただくということがとても大事なのではないかと思います。

あとは想像しながら、これは飲みたくなるような物だろうなという発想を持ちながら、ただルール上の危機管理だけではなくて、二度とこういうことが起きないような対策を各特別支援学校でもほかの学校でもなされていくといいなと強く願います。

直井指導部長

現状をお話しさせていただきますと、今週の火曜日に保護者にお知らせする形の中で説明会をさせていただきました。また、説明会に参加できなかった御家庭については、そこで出た御意見等も踏まえてプリントで内容についてお知らせしています。それから、冒頭に申し上げたように、薬品といいますか、洗剤等の危険な物の管理については徹底して、本郷特別支援学校でもやっていますけれども、特別支援学校12校で共有しながら現在は進めているところです。今後はないようにやっていきたいと思っております。

鯉淵教育長

よろしいですか。

森委員

はい。

鯉淵教育長

それでは、次に学校施設のブロック塀等の調査結果（速報）につきまして、所管課から報告いたします。

上田施設部長

施設部長の上田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、お手元の資料を御覧いただければと思います。6月18日に発生しました大阪府北部を震源とする地震のために小学生が亡くなるという痛ましい事故が発生しました。このことを受けまして、全ての横浜市立学校のブロック塀について、御覧のように6月20日から29日にかけて調査を行いました。今回その調査結果を取りまとめることができましたので、この場を借りて報告させていただきます。

それでは、詳細につきましては担当の課長より説明させていただきます。

石井教育施設課長

教育施設課長の石井です。よろしくお願いいたします。

「1 調査結果」を御覧ください。

(1) 調査校数は、509校です。横浜市立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校の合計509校について行いました。

回答率は100%です。

(3) の内容ですけれども、学校数509校に対しまして、現行の建築基準法の仕様に合致しない疑いのあるブロック塀等を有する学校数が59校ございました。

内訳ですけれども、ブロック塀としまして、高さが2.2メートルを超えるブロック塀はございませんでした。控壁といいまして、ブロック塀に直交する形で補強する壁なのですが、控壁の不足が53校です。この不足を※2と示させていただきましたが、欄外の※2のように、現行の法律には塀の長さ3.4メートル以下ごとに控壁をつくることとありますので、その基準に満たないものということで53校を挙げております。また、投てき板は高さが2.2メートルを超えるものが5校、控壁の不足のものが2校です。これを全部足すと60校になるのですが、ブロック塀と投てき板が重複して指摘されている学校が1校ございましたので、実数としては59校になります。

「2 今後の対応」ですけれども、現行の建築基準法の仕様に合致しない疑いのあるブロック塀等につきましては、既に注意書きや児童等が立ち入れないような囲い等を行う措置を基本的には行っております。今後、本市技術職員等が調査結果を踏まえまして専門点検を行い、改善が必要な施設については、速やかに必要な措置を講じてまいります。

裏面を御覧ください。裏面が今申し上げました59校の一覧です。下に内訳が書いてありますが、横浜市の59校のうち、小学校が38校、中学校が18校、高校が3校という内容になっております。

次のページで例を写真で示させていただきました。ブロック塀及び投てき板の対応例についてです。安全が確認できるまでの措置としまして、現在立入禁止措置などをさせていただいております。上の写真はブロック塀の対策例です。南区の井土ヶ谷小学校の例ですけれども、奥側に見えるブロック塀が今回の対象となっているブロック塀で、控壁が不足しているものですので、学校側からは立入禁止という措置をしております。相手側の民地についてもこういった壁の状態なので、気をつけてくださいということを学校側から申し入れています。

下の投てき板は鶴見区の駒岡小学校ですけれども、高さが2.2メートルを超えている投てき板がございましたので、安全確認ができるまでは、投てき板が倒れたとしても影響のない位置まで立入禁止の措置をさせていただいております。

報告は以上です。

鯉淵教育長

説明が終了しましたが、御質問等はございますか。

森委員

森です。

誰がどのように点検をされた上での59校なのかということをもう少し丁寧に御説明いただけますでしょうか。保護者の方ですとか、子供たちもすごく敏感にこのニュースは見ているかと思しますので、安心して学校に通える数字としてまず見ていいのかどうかを知りたくての質問でございます。

石井教育施設課長

こちらのほうは学校にお願いをしておりますので、まず学校に対してこのようなブロック塀がないかということをお聞きしまして、疑いのあるものは写真などを撮って送ってくださいとお願いしております。集計結果に基づきまして、写真を見たりしながら、建築局の職員とも一定の精査をしてこの59校を選ばせていただきました。それだけでは十分ではないと考えて、これから実際に建築局の職員

と現地調査へ行ってまいります。

間野委員

現行の建築基準法の仕様に合致しない疑いがあるという定義なのですが、合致していても危ないものがあるかもしれないと思うのですけれども、そちらについては点検済みでしょうか。

石井教育施設  
課長

今回の一義的な初動としまして、まずは現行の基準に見た目で合っているかどうかを見てもらいます。それで、明らかに現行の基準に外観上合っていない疑いが59校にありますので、まずそちらについて取りかかりたいと思います。ただ、現行の基準に合っていたとしても、やはりひび割れとか、ぐらつきとかがあるものもございまして、そういったものは必要に応じて建築局の職員と現地を回って確認してまいります。

間野委員

段階的に、一遍に全部できないというのはよく分かるのですが、法に合致している、していないではなくて、危ないか危なくないかという見て分かるようなものは、法に合致していたとしても対象に含めるべきではないかと思っておりますので、そちらについてもぜひ取り組んでいただければと思います。

宮内委員

今回の作業の目的は幾つかあります。対症的に危険なものがあるかもしれないからチェックしたことはシャッター事故のときもありました。転落事故があるとフェンスをつけるとか、手すりをつけるとか、いろいろ対策をするわけです。そういうことは丁寧にやっていただきたいと思っております。しかし、私たちがやらなければいけないのは、今回の大阪の事故から学んで定期点検の精度、質を上げることです。定期点検から除外されており、かつ、危険が指摘されていたにもかかわらず、大阪では余り注意しなかったという事態がありました。定期点検の質を上げるために、今回は適法な状態でない塀を重点的にチェックするのだと思っております。

危険は私たちの生活の周りにはあまたあります。その度合いというのは想像力と経験値と科学的なもので測れます。でも、多くの場合想定外のことが起こります。今、間野さんが言われたような、法律に合致しているかしていないかという基準で点検することもあります。しかし、私たちが動物的直感で、また周囲の人たちから見てこれは危ないというようなこともあるかもしれません。したがって点検基準をどうやってつくっていくかというところに焦点を当てていただきたいと思っております。

例えば、ソメイヨシノが寿命も大分近づいており、木登りをすると危ないので、木登りをしてはいけないのかということ、これも極論だと思います。例えば、投てき板の回りに立入禁止のコーンを立てていますが、そんなことをする必要はあるのか。どの程度危ないからやったのか。客観的な事実を知らずに言うことは無責任ですが、地震があつて事故があつた、危ないから全部立入禁止にするとはいかなものか。完全な安全などというものは世の中にあるわけがありません。僕たちがやらなければいけないのは、できるだけ安全な状態にしていこうと努力することです。事故があつたから何でもかんでも禁止にするというようなことではないと私は思います。この投てき板が本当に危ないのであれば別ですが、法の基準より高いからといって立入禁止にすることはしないのではないかと思います。疫病のように緊急性のあるものとなないものがあるということで、点検の質の向上の役に立てていただきたいというのが1点目であります。

2つ目は、先ほど森さんが指摘された、清掃用の洗剤を飲んでしまった誤飲の

話ですけれども、これはミステイクだと思いますが、意図的な犯罪として行われることも十分あり得ます。つまり必要なのは、安全教育です。安全教育にも自然に対する安全教育、動物的な安全教育、交通機関の安全教育などいろいろありますが、大事なのは教えるということではなくて、自覚をする、危険を感知する力を鍛えることだと思います。

今回の塀の話为例にとつて、子供たちに自分の周囲にある危険は一体何なのか、横断歩道の話もあれば、ソメイヨシノの話もあれば、どぶの板が壊れているとか、いろいろなことがあると思います。子供たちが自分たちで危険を感知するというような自覚教育のために非常にいい機会ではないかと思っておりますので、ぜひこれをもう少し広く活用していただきたいと思っております。

上田施設部長

ありがとうございます。

まず点検についてですが、今回の事故を受けまして、今やっております法律に基づいた3年に1度の点検のあり方については建築局、あるいは保全公社等々とよく調整して、どういう点検にすればより効果的になるのかということを検討させていただきたいと思っております。

併せて、年に1回やっております学校職員による点検もございまして、このチェックリストなども今回の件を受けまして、もう少し内容についてどうしたらいいかということをお話ともよく相談しながら考えていきたいと思っております。

それから、今回のことをうまく使って子供たちの安全教育というお話がありましたけれども、これについては指導部のほうとよく調整しながら対応について検討させていただければと思っております。

鯉渕教育長

中村委員、どうぞ。

中村委員

先ほどからのお話と重なる部分があるのですが、学校は毎日子供たちが登校する前に管理職だったりほかの職員だったり学校の敷地内全てと学校の施設内全てを点検しています。そのため、明らかに例えばひびが入っているとか、崩れ始めているとか、目視で分かるような傷み方があれば必ず分かります。例えば2.2メートル以上ですとか、控壁がないとか、そういう目で見て分かるものというのは点検できるのですが、そうではなくて例えば内部構造的に弱くなっていて、弱い地震でも倒れてしまう可能性があるというようなことまではなかなか分かりません。横浜市の場合は学校数が非常に多いので点検するのもすぐというわけにはいかないですし、大変なのは分かるのですが、やはり子供たちの安全ということ考えると、合致しない学校というだけでなく、何とかぜひ全部の学校を点検していただくのは難しいのでしょうか。

上田施設部長

今回は判明した59校については、優先的に対応させていただきたいと思っておりますが、残りの学校についても何らかの形で技術的・専門的な見地を持っている職員が学校に行つて点検するようにしたいと思います。

中村委員

ぜひお願いします。

宮内委員

先ほど明確な質問をしなくて失礼いたしました。投てき板を立入禁止区域にする必要はあるのですか。つまり、少し危なそうだからといって何でもかんでも、今まで放置しておいて今度は急に厳しくするという、極端から極端にやるということもよろしくないのではないかと思っております。危ないか危なくないかを児童たち



を含めて考えてもいいのかもしれませんが、本当に危ないのなら禁止するという判断があると思うのですが、それはいかがですか。

上田施設部長 投てき板につきましては、普通のブロック塀と違いまして、通常ボールをぶついたりして子供が使いますので、ある程度の人的な力のかかるものですから、今回は子供たちの安全・安心を確保するためにこのような措置をとらせていただきました。通常はブロック塀でできている投てき板を使うことは今はほとんどなく、ブロック塀以外の材質のものが一般的です。そういった意味からも、投てき板についてはより危険だという判断をさせていただいて、今回使用の禁止と立入禁止の措置をとらせていただきました。

鯉淵教育長 よろしいでしょうか。

大場委員 私のほうからは2つあるのですが、今後の対応のところで技術職員等が結果を踏まえて専門点検を行って、改善が必要な施設については速やかに必要な措置を講じますということですが、具体的に今教育委員会としてはこんなスケジュール感でいますということをお披露いただける部分があればお願いします。

それからもう一つは、今並行して通学路のブロック塀の点検の動きも出ていると思うのですが、そちらのスケジュール感、それから通学路の全てを学校の教員だけで点検するというのは無理な話だと思いますし、お叱りを受けるかもしれませんが、スクールゾーン対策協議会があったり、あるいは学校運営協議会があったり、地域の皆さんと一緒に学校を見守っていただけて支えてもらっているということもあります。こういうときこそまさに地域の目ということでスクールゾーン対策協議会の皆さんや、学校運営協議会、ほかにももちろん学警連とか、いろいろな学校を支えている団体があるわけですから、いろいろな人の力を得て通学路の点検というのは進めていってほしいと感じます。そちらについてもスケジュール感的なものがあれば今ここで説明をいただきたいと思えます。

上田施設部長 それでは、まず学校の敷地の中にあるブロック塀等の今後の対応のスケジュール感ということで申し上げますと、先ほど課長のほうから申し上げたとおり、来週の水曜日までには59校について技術職員が実際に現地を見て、今後どういう対応をしたらいいかということをお判断させていただきたいと思えます。その調査結果に基づいて、具体的な改善策を講じていくわけですが、今具体的にどういう状態になっているかというのがはっきり分かりませんので、具体的にこのスケジュールということは申し上げられませんが、特に危険なものについてはできるだけ夏休み等をうまく活用する中で、しっかりと改善を図っていければと考えております。

通学路のほうですけれども、人権健康教育部長から説明します。

前田人権健康教育部長 人権健康教育部の前田でございます。

大場委員からお話のありました通学路上のブロック塀の安全点検につきましては、今お話のありましたスクールゾーン対策協議会等の御協力を得ながら学校が点検するという形で通知を發出しております。加えて、先ほど宮内委員からもありましたけれども、何かあったとき、例えばまた大きな地震があったときに、子供たちが高い塀を避けるですとか、ブロック塀をよけるですとか、そういったような指導もとても大事だと考えていまして、指導部のほうとも連携し、教

職員等も含めて、スクールゾーン対策協議会の力を借りながら確認しています。7月20日までにその確認を終えまして、その後同じように本市の専門職員のほうで上がってきた箇所について確認させていただいて、その措置をまた考えていきたいと思っております。

鯉淵教育長

よろしいでしょうか。

森委員

2つございまして、ブロック塀の対策例として写真があるのですが、反対側は今どのような状況になっているのでしょうか。実際に若い人命が失われたケースも外側で起きたことだったのではないかと思いますので、今の通学路のこととも関係するのかもしれない、学校の外だから何もやらないというのではなく、そこをまずどうしているのかということを知りたいのが1点目でございます。

2点目は、今スクールゾーン協議会という話がありました。そうやって地域の皆さんで学校を支えていくという枠組みはとても大事だと思うのですが、実際に校外の委員の皆さんが見てくださっている様子も見ていたのですが、どうやって見たらいいのか分からないという不安の中で、でもそこを見たという責任を持つのはやはり負担の大きいことだろうと思いますので、もしいろいろな方の協力を得ながら確認をしていくということを進めるのであれば、見ていただくときの丁寧なコミュニケーションとか、すり合わせというのが必要なのではないかと思います。そのあたりでもし何かお考えがございましたらお願いいたします。

石井教育施設課長

ありがとうございます。

まず、写真の例の反対側、学校の敷地の外のほうは、民地が20軒程度あると学校から聞いております。学校もこのような措置をするに当たりまして、相手側に対しても配慮が必要ということで、通知文をつくりまして、相手側の家には全部校長先生等が回って説明をしていただいたと聞いております。それで、必要に応じて表示を張っていいと言われたところには、「今安全確認中です」という表示を張らせていただいています。一部にはタイムズなどのパーキングがあり、そこに表示することは営業妨害になるかどうかということもありましたので、そういったところにもどうしましょうかという相談をした上で表示を貼ってくださいと言われたということで、そこは表示したと聞いております。

前田人権健康教育部長

森委員から御質問をいただきましたスクールゾーン対策協議会等のことですが、御承知のとおり、毎年スクールゾーン対策協議会につきましては各小学校を中心に年間1～2回で開催しております。その中では、例えば警察、土木の方とか、区役所の方とか、加えてPTAの方々のお力をいただいて、学校の教職員とともに学校長がリーダーシップを発揮しながら学区内の安全について確認しております。そういった顔が見える関係を大事にしなが、この後の確認なども大事にしていきたいと思っております。

視点につきましては、通学路のブロック塀についてはやはり民有地ということもあつたりしますので、非常にデリケートな部分がございます。ただ、やはり子供たちの安全のことを考えたときに、目視を中心に、2メートル20センチを超えるようなものについては建築基準法の関係もありまして、上げていただくようにしておりますし、1メートル20センチ以上のものについては目視の段階で崩れそうなものだったり、欠損があつたり、そういったものの確認をしております。加えて専門家の点検についてはまた相談をさせてもらう中で、横浜市全体のほうと

も確認をして、それぞれの民有地のブロック塀についても対処については考えていきたいと思っております。

以上です。

鯉淵教育長

よろしいでしょうか。

宮内委員

学校のブロック塀をやめて緑化を進める長期環境整備計画はありますか。もしなければ、またそういうことを検討する機会にさせていただくというのではないかと思います。不都合はありますか。

上田施設部長

御指摘のとおり、生け垣にするというやり方もあると思います。あるいはアルミフェンスにするとか、そういったことも考えられますので、どういった形にするのが一番いいのかということについては、建築局とよく相談して、ブロック塀を解体・撤去した後の対応について検討していきたいと思っております。

宮内委員

精神的衛生面も考えて、ぜひ生け垣で検討していただきたいとお願いする次第です。

中村委員

今の件で1点お願いなのですが、特にプール等の場合ですととても嫌な時代で子供を盗撮する人が出てきて注意をすることも多々あります。やはり場所に応じて見えないものとか、そういった意味でも子供を守るという配慮をお願いしたいと思っております。

鯉淵教育長

よろしいでしょうか。ほかに御質問がなければ、次の課題に移りたいと思っております。

「『横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針』の見直し（答申）について」、所管課から報告いたします。

上田施設部長

引き続きよろしくお願いいいたします。

お手元のA3資料を御覧いただければと思っております。「横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針」の見直しを現在行っておりまして、このたびこの見直しの作業をしております附属機関から答申が出ましたので、その答申の内容について説明させていただきます。

それでは、資料に沿って担当係長より説明させていただきます。

牧野学校計画課担当係長

学校計画課担当係長の牧野と申します。よろしくお願いいいたします。

平成22年12月に策定いたしました「横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針」は、策定以降7年以上が経過いたしまして、局所的な児童急増への対応や小規模校対策が円滑に進まないケースの発生など、対応の難しい事例が出てきております。平成29年8月に附属機関である学校規模適正化等検討委員会に対し、見直しについての諮問を教育委員会から行いまして、その後、6回にわたり審議を重ねてきました。そして、今部長からも説明させていただきましたが、答申として取りまとめていただきましたので、内容について説明させていただきます。

まず、最初に参考としまして、現行の基本方針の概要についてでございます。

「1 通学区域設定について」の「① 通学区域設定にあたっての考え方」で、「学校規模」、「通学時間・通学距離」、「通学安全」、「地域コミュニティと

の関係」に加え、「横浜型小中一貫教育」を考慮し通学区域を設定することとしております。

「② 望ましい通学距離」といたしまして、国の考え方では小学校は4 km、中学校は6 kmというところがございますが、都市部にある横浜市として、原則徒歩による通学で、小学校片道おおむね2 km、中学校片道おおむね3 kmとしております。

「2 学校規模の適正化」としまして、適正規模校の範囲を小中ともに12～24学級としております。

「② 学校規模の適正化方策」といたしまして、過大規模校対策として、31学級以上の過大規模校の状態が続き、通学区域の変更等によってもその解消を図ることが困難な場合、分離新設を検討するとしております。

また、小規模校対策としまして、通学区域の変更や弾力化等が実施できない場合や、実施しても小規模校の状態を解消することが見込まれない場合は、学校の統合についての検討を行うこととしております。

こちらの基本方針の見直しに向けた検討項目としましては、通学区域制度についてと適正な学校規模について、大きく2点に分けて見直しの審議をしていただいております。

右側に移りまして、学校規模適正化等検討委員会の委員名簿でございます。11名の委員から成っております。昨年度まで流通経済大学の教授をされており、学校経営学等を専門とされている、国立教育政策研究所名誉所員の小松委員長に委員長を務めていただいております。

「背景・現行の基本方針の振り返り」といたしまして、背景としては、少子化に伴い、学校の小規模化が進行する一方、一部地域において児童生徒数が急増している状態です。また、平成29年5月に策定された「横浜市立小・中学校施設の建替えに関する基本方針」に基づき、学校の建替えを推進していく必要があります。また、学校運営協議会の設置数の増加など、地域に開かれた学校づくりが進んでいます。④としまして、学習指導要領の改訂等を踏まえた教育活動のさらなる充実が現在求められております。

「現行の基本方針の振り返り」としましては、①としまして急増による場合に分離新設を行おうとしても、学校用地がないなど、物理的に対応が困難なケースが出てきています。また、その児童・生徒数の急増が一過性であると見込まれる場合があります。

②小規模校を周辺の学校と統合しようとする場合に、統合校の学校規模が適正規模の12～24の範囲を超えてしまうなど、現行の適正規模の範囲が支障となり、適正規模化が遅れ、小規模化がますます進んでしまうという状況が危惧されています。

③教育委員会の附属機関として条例に基づく「横浜市学校規模適正化等検討委員会」が平成25年9月に設置されております。また、その検討委員会の下に個別の検討部会を設置することとしておりまして、各地域の合意形成を図る仕組みが構築されています。

④としまして、小規模校対策において、地域の合意形成に時間のかかるケースが発生したため、円滑な調整方法を検討する必要があります。

裏面に移りまして、答申の概要となります。主な見直しとなります下線部のところの説明をさせていただきます。

「通学区域制度について」の「(2) 通学支援策について」ですが、学校統合などにより通学区域が望ましい距離基準を著しく超える場合や、校舎の建替え等に伴い、一時的に他の施設を活用する場合などを考慮し、通学時における安全の

確保や、児童・生徒の負担を軽減するため、通学支援策について、柔軟に検討を行う必要がある。

「(3) 地域コミュニティのエリアや区境などと通学区域との関係」は、通学区域設定にあたっては、地域コミュニティのエリアや区境をはじめ、学校規模、通学距離、通学安全、横浜型小中一貫教育との関係を総合的に配慮する必要がある。このうち、地域コミュニティに関しては、「地域で子どもを育てていく」という動きを考慮する必要がある。

「(4) 通学区域特認校制度の見直し」としまして、現行の通学区域特認校制度については、制度創設時と比較して指定校数、申請者数ともに減少しておりますので、運用の見直しを行う必要がある。

「2 適正な学校規模について」の「(1) 適正な学校規模の考え方」としまして、本市を含め、多くの政令市では、31学級以上を過大規模としつつ、25～30学級を容認する傾向が見受けられる。他都市に倣い、25～30学級を準適正規模校とすることも一案として考えられる。

「(2) 新学習指導要領に関して」は、児童・生徒にとって、個性の違う友人との関係を通じて、多様性を認め、考える力や社会性を育てていくことになる。一定程度の集団の規模が確保できない場合は、子どもの学習の機会や子どもの成長の機会が限られてしまうおそれがあるとしております。

右側に移りまして、「学校規模適正化に向けた対策について」でございます。

「(2) 大規模・過大規模校対策」として、一過性の人口急増に対しては、集合住宅等の入居前に通学区域を柔軟に変更するなど、分離新設などの従来の手法にこだわらず、幅広く対策を検討する必要がある。

「(3) 学校建替えに関して」は、背景でも説明しましたが、学校規模の適正化を推進するうえで、検討対象校の校舎の建替えにより老朽化対策や機能改善が図られることを考慮する必要がある。

「(5) 検討部会の運営方法」は、部会における協議が円滑に進むよう、外部の意見を取り入れるなど調整方法を検討する必要があるとしております。

今後のスケジュールといたしまして、本日答申の受理をいたしまして、平成30年8月ごろに新基本方針の素案を策定し、平成30年9月から10月ごろに市民意見募集をさせていただきます、平成30年12月ごろに基本方針の改定を行えればと考えております。

長くなりましたが、説明は以上です。

鯉淵教育長

説明が終了いたしました。何か御質問・御意見はございますか。

森委員

1点質問がございまして、通学する時間が長くなるケースが増えてくるのではないかとと思うのですが、そうしたときにやはり特別な支援が必要なお子さんの場合、保護者の方が一緒に通学したりということも現状としてあると思います。あとは特別な支援の必要のない方でも、大きな負担になってくると思います。こんなことを支援できるのではないかなど、今考えられている具体的な対策がもしありましたら、教えていただけたらと思います。

上田施設部長

今回の基本方針の見直しの中では、個別支援学級に限ってということでは特に検討はしていませんけれども、御指摘のとおり、これからは原則徒歩通学で、小学校の場合は2km、中学校の場合は3kmを超えるような場合も当然出てくると思いますので、それについてはある程度他都市の事例等を参考にしながら通学支援策を講じていければと考えております。具体的に申し上げますと、例えば

公共交通機関を使った場合の全部、または一部補助、あるいはスクールバスの運行なども今後検討することが必要になってくるかと思っております。

鯉淵教育長

よろしいでしょうか。

ほかに御質問がなければ、次の項目に入ります。議事日程に従いまして、請願等審査に移ります。6月25日付で受け付け、各委員に配付しております受理番号6の要望書について、審査を行います。事務局から説明をお願いします。

山岸総務課長

総務課長の山岸でございます。よろしくお願いたします。

受理番号6番、教科書採択に関する要望書でございます。要望書の内容は2点ございますが、1点目の内容につきましては教育長に委任されている内容でございますので、2点目の内容につきまして御審議をいただきます。

なお、今回提出された要望書でございますが、お子様から提出されたものでありまして、御審議いただいた考え方に基きまして、回答文については表現を分かりやすく回答させていただければと考えております。

それでは、考え方を説明させていただきます。教育委員会会議の採決の方法は、横浜市教育委員会会議規則におきまして、挙手、記名投票、無記名投票の中から教育委員会で決定することとしております。教科書採択につきましても、外部からのあらゆる働きかけに左右されることなく公正な採択が確保できるよう、採決の方法をその都度教育委員会で決定しております。また、教科書の採択の理由の説明につきましては、これまでの教科書採択においても議論の中で各委員が教科書を採択する上で大事にされている観点や考え方を発言していただいておりますが、引き続き市民の皆様に分かりやすい議論となるよう、工夫してまいります。

以上でございます。

鯉淵教育長

何か御質問等はございますか。

宮内委員

ルールについて聞きたいのですが、選挙権も持たない児童や生徒のこういった要望書に対して市はどのように対処しなければいけないというルールはあるのですか。

三石総務課委員会担当係長

委員会担当係長の三石と申します。

ルールとしまして、要望書につきましては規則で要件がございまして、その要件を満たしていれば、年齢につきましては特段のルールはございません。広く意見を受け付けるということになっております。

宮内委員

年齢等々を問わないということは、幼児でも禁治産者でも誰でもものを言えるということになるのですか。それとも、一定の思考能力がある人間ならばいいとかいけないとか、一定の要件がよく分からなかったのですが、何なのでしょう。

三石総務課委員会担当係長

要件としましては、まず宛先が教育長、もしくは教育委員会であること、それと主張の要旨がしっかりと記載されていること、それと個人名・団体名と住所が記載されていることが要件になります。今宮内委員がおっしゃったことというのは、もちろん幼児で関心を持っていただいて一生懸命勉強していただいて、その要件を満たしているのであれば、これは私は受理する必要があるのではないかと

思います。ただ、一定の通念上の考えというのはあるのではないかと考えております。

宮内委員

分かりました。

鯉渕教育長

ほかに御意見等がなければ、受理番号6の要望書につきましては、事務局の考え方に沿った回答でよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

鯉渕教育長

それでは承認させていただきます。回答文につきましては、承認いただいた考え方に沿いまして、回答させていただきます。

以上で請願等審査を終了いたします。

次に議事日程に従い、審議案件に移ります。

まず、会議の非公開について、お諮りします。教委第19号議案「横浜市社会教育コーナー指定管理者選定評価委員会委員の任命について」ですが、この案件は人事案件のため、非公開としてよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

鯉渕教育長

それでは、教委第19議案は、非公開といたします。

審議に入る前に、事務局から、報告をお願いします。

山岸総務課長

事務局から、御報告申し上げます。

次回の教育委員会臨時会は、7月20日金曜日の午前10時から開催する予定でございます。また、次回の教育委員会定例会は、8月1日水曜日の午後2時から開催する予定でございます。

8月1日の議題につきましては現在調整中でございますが、教科書採択につきましては、この日を予定しております。

なお、教科書採択を行う会議につきましては、例年傍聴を希望される方が多いため、会議の傍聴を抽選させていただいております。今年度も横浜市開港記念会館を受付会場といたしまして、抽選を行う予定です。会場に入れなかった傍聴希望者の皆様につきましては、今年度は、受付会場であります横浜市開港記念会館で映像中継によって審議の様子を御覧いただけるようにする予定でございます。

以上です。

鯉渕教育長

皆様、よろしいでしょうか。次回の教育委員会臨時会は7月20日金曜日の午前10時から開催する予定です。また、次回の教育委員会定例会は8月1日水曜日の午後2時から開催する予定です。

この会の議題については現在調整中ですが、教科書採択につきましては、この日を予定しております。別途、通知いたしますので御確認ください。

次に、非公開案件の審議に移ります。傍聴・報道機関の方は御退席願います。また、関係部長以外の方も退席してください。

<傍聴人及び関係者以外退出>

<非公開案件審議>

教委第19号議案「横浜市社会教育コーナー指定管理者選定評価委員会委員の任命について」

(原案のとおり承認)

鯉渕教育長

本日の案件は以上です。これで、本日の教育委員会定例会を閉会といたします。

[閉会時刻：午前11時8分]